

第2票 学校給食設備等の衛生管理定期検査票

学校番号

検査年月日 年 月 日 ()

給食従事者: 栄養教諭 名・正規調理師(員) 名・パート調理員 名 学校名

定期検査票作成者(職・氏名)

給食対象人員 人

学校長

印

調理室の整理整頓等	1 調理室には、調理作業に不必要な物品等をおいていないか。	A	B	C
	2 調理室の温度と湿度が適切に保たれ、毎日記録・保存されているか。	A	B	C
調理機器・器具類及び保管状況	3 調理作業に合った動線となるよう機械・機器の配置は配慮されているか。	A	B	C
	4 移動性の器具・容器のために保管設備が設けられているか。	A	B	C
	5 食肉類・魚介類・野菜類等の調理のため、それぞれ専用の器具等を備えているか。また、下処理用、調理用等調理の過程ごとに区別されているか。	A	B	C
	6 釜、焼き物機、揚げもの機、球根皮むき機、野菜裁断機、冷却機や包丁等の調理機器・器具は、保守に容易な材質と構造で、常に清潔に保たれているか。また、食数に適した大きさと数量を備えているか。	A	B	C
	7 食器具、容器や調理用器具の洗浄は、適切な方法で行われ、洗浄後の食器から残留物は検出されていないか。	A	B	C
	8 食器具、容器や調理用器具の損傷は確認され、乾燥状態で保管されているか。	A	B	C
	9 分解できる調理機械・機器は使用後に分解し洗浄・消毒・乾燥されているか。	A	B	C
給水設備	10 給水給湯設備は、必要な数が便利な位置にあるか。	A	B	C
	11 給水栓は、肘等で操作できる構造となっているか。	A	B	C
共同調理場	12 共同調理場には、調理後2時間以内に給食できるよう配送車が必要台数確保されているか。	A	B	C
シンク	13 シンクは食数に応じて、ゆとりのある大きさ、深さであるか。	A	B	C
	14 下処理室におけるシンクは、用途別に設置され、三槽式であるか。	A	B	C
	15 シンクは食品用と器具等の洗浄用を共有していないか。	A	B	C
	16 排水口は飛散しない構造か。	A	B	C
冷蔵庫・冷凍庫・食品の保管室	17 冷蔵庫や冷凍庫は、食数に応じた広さがあるか。また、原材料用と調理用が別に整備されているか。	A	B	C
	18 冷蔵庫の内部は常に清潔で整頓されており、庫内温度は適正に管理され、記録・保存されているか。	A	B	C
	19 冷凍庫の内部は常に清潔で整頓されており、庫内温度は適正に管理され、記録・保存されているか。	A	B	C
	20 食品の保管室の内部は常に清潔で整頓されており、温度、湿度は適正に管理され、記録・保存されているか。	A	B	C
温度計・湿度計	21 調理場内の温度管理のため、適切な場所に温度計・湿度計を備えているか。	A	B	C
	22 冷蔵庫、冷凍庫の内部、食器消毒庫に温度計を備えているか。	A	B	C
	23 温度計・湿度計は、正確か。	A	B	C
廃棄物容器等	24 ふた付きの廃棄物専用の容器が廃棄物保管場所に備えられているか。	A	B	C
	25 調理場にふた付きの残菜入れが備えられているか。	A	B	C
調理従事者の手洗い・消毒施設	26 位置(前室、便所の個室、作業区分毎、食堂等)や構造は良いか。	A	B	C
	27 肘まで洗える広さと深さがあり、指を使わず給水できるか。	A	B	C
	28 給水栓は温水に対応した方式か。	A	B	C
	29 衛生的に管理され、石けん液、アルコールやペーパータオル等は、常備されているか。また、布タオルの使用はなされていないか。さらに、前室には個人用爪ブラシが常備されているか。	A	B	C
便所	30 防そ、防虫の設備は良いか。	A	B	C
	31 専用の履物を備えているか。	A	B	C
	32 定期的に清掃、消毒は行われているか。	A	B	C
採光・照明・通気	33 作業上適当な明るさはあるか。	A	B	C
	34 自然換気の場合、側窓、天窗等による通風は良好であり、虫が入らないか。	A	B	C
	35 人工換気の場合、換気扇の位置、数量、容量は適当で十分に換気されており、破損はないか。	A	B	C
	36 夏季には直接日光がささないか。	A	B	C
防そ・防虫	37 防そ、防虫の設備は設けられているか。破損はないか。	A	B	C
	38 月1回の点検や駆除を定期的に行い、その結果が記録・保存されているか。	A	B	C
天井・床	39 天井に水滴や黒かびの発生が見られないか。	A	B	C
	40 床に破損箇所はないか。	A	B	C
清掃用具	41 整理整頓され、保管の状況は良いか。	A	B	C
	42 汚染作業区域と非汚染作業区域の共用がされていないか。	A	B	C
日常点検	43 日常点検は確実にに行われており、記録は保存されているか。	A	B	C

評価の基準 A:良好なもの B:普通 C:改善を要するもの

特に指導した事項

直ちに改善を要する事項

その他気が付いた点で、措置を必要とする事項

